

## 【参 考 资 料】



# 令和2年度予算案の概要 (子ども家庭局)

「子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた児童虐待防止対策及び家庭養育優先原則に基づく社会的養育の迅速かつ強力な推進、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

## 《主要事項》

### 第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

### 第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防・早期発見
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

### 第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進

### 第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対策等の強化

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）
- 3 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

## 《予算額》

(単位：億円)

会計区分	令和元年度当初予算額	令和2年度予算案	増▲減額	伸び率
一般会計	5,211	4,805	▲405	▲7.8%
東日本大震災復興特別会計	1.5	3.5	1.9	+125%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

※ 令和元年度当初予算額、令和2年度予算案は、臨時・特別の措置を除く。

(令和元年度：188億円、令和2年度：97億円)

※ 令和2年度予算案の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回→6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による。

### 令和2年度予算案における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実 7,000億円
- 子ども・子育て支援新制度の実施(内閣府所管) 6,526億円
- 社会的養育の充実(厚生労働省所管) 474億円

## 第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向けて意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠前から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた設置促進や産後ケア事業の更なる充実を図るとともに、不安を抱える若年妊産婦や多胎児妊産婦への支援の充実等を図る。

### 1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)

1,185 億円 → 1,144 億円

※臨時・特別の措置 99 億円→59 億円を含む

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える人材の確保のため、保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保や保育士宿舎借り上げ支援事業の要件見直しなどを実施する。

#### (1) 保育の受け皿整備

待機児童の解消に向け、保育の受け皿整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施するとともに、賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定し、引上げを行うことにより、保育所等の受入児童数の拡大を図る。

(参考) 【令和元年度補正予算案】

○待機児童解消に向けた保育所等の整備

228 億円

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

#### (2) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する保育士修学資金貸付等事業について、当初予算に計上し、安定的な財源確保を図る。

保育士宿舎借り上げ支援事業について、待機児童数及び保育士の有効求人倍率の要件に該当するか否かを定める時点を直近2か年の状況で対象者の年数(採用日から5年又は10年以内)を決定する仕組み等に見直すとともに、全国一律の補助基準額を地域の実勢に応じた金額に見直す。

(参考) 【令和元年度補正予算案】

○保育所等のICT化の推進

3.6 億円

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

### (3) 多様な保育の充実【一部新規】

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

### (4) 保育所等の園外活動時の安全確保【一部新規】

交通事故から次世代を担う子どものかけがえのない命を守るため、保育支援者又はいわゆるキッズ・ガード(仮称)が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

### (5) 認可外保育施設の質の確保・向上【一部新規】

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識・技能の修得及び質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

指導監督基準について、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

## 2. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)

2兆8,975億円 → 3兆1,918億円(内閣府予算)

### (1) 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善を実施する。

① 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

＜令和2年度予算案における主な充実事項等＞

【公定価格全般に関する事項】

・旧副食費の取扱い

令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食

費相当額を、2号認定こどもの人件費に上乘せ

- ・土曜日に閉所した場合の減算の見直し  
土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入  
※現在、全ての土曜日を閉所している場合に6%～8%減算
- ・地域区分の見直し  
国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ  
※子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続
- ・減価償却費加算の地域区分の見直し  
地域区分（4区分）を廃止し、加算額を最も高い単面に統一

※公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を継続

【処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項】

- ・保育士等の処遇改善  
令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.0%）を令和2年度の公定価格にも反映
- ・夜間保育加算の拡充  
夜間保育加算について、固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充

【教育・保育の質の向上に関する事項】

- ・栄養管理加算の拡充 ※0.3兆円超メニューの一部実施  
栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置（調理員を兼務する場合も拡充の対象とする）
- ・チーム保育推進加算（保育所）の要件緩和  
1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和

② 地域子ども・子育て支援事業

- 市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。
  - ・利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<令和2年度予算案における主な充実事項>

- ・利用者支援事業  
特別な配慮が必要な子育て家庭等への対応の充実

- ・延長保育事業  
夜間保育所が夜間の延長保育（22時以降）を実施する場合の補助基準額を拡充

・一時預かり事業

- 利用児童数900人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3兆円超メニューの事務経費補助や障害児、多胎児を預かる場合の加算の創設
- その他、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加

※地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当（1,032億円）

（2）放課後児童クラブの受け皿整備（一部社会保障の充実）【一部新規】

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備に向け、引き続き施設整備費の補助率嵩上げを行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

（3）企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

- 「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。
  - ア 企業主導型保育事業  
休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の運営を支援する。
  - イ 企業主導型ベビーマッサージ利用者支援事業  
残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーマッサージ派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

（4）児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

3. 子どもを産み育てやすい環境づくり

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)  
268億円 → 277億円

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援【一部新規】

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。  
※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施(一部社会保障の充実)
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査等を推進するとともに、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図る。
- ・ 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNP0によるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保健施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所を確保するための経費を補助する。
- ・ 育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援を実施し、また、多胎妊婦や多胎育児家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等や、相談支援を行う。
- ・ 健康教育事業において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、わかりやすい講習方法や伝えるべき事項などの研修を行う。
- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援するとともに小規模の産科医療機関等における聴覚検査機器の購入に対する支援を行う

### (2) 不妊治療への助成

- ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。

### (3) 子どもの死因究明に係る体制整備【新規】

- ・ 子どもの死因究明(Child Death Review)について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。

## 第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

### 1 児童虐待の発生予防・早期発見

(令和元年度当初予算額) → 1,538 億円の内数  
(令和2年度予算案) → 1,608 億円の内数

#### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

- ・ **【一部新規】(一部再掲)**  
妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。  
※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施(一部社会保障の充実)
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査を推進するとともに、母子保健法の改正により法的に位置づけられた産後ケア事業の更なる充実を図る。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保健施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所を確保するための経費を補助する。

#### (2) 子育て家庭へのアウトリーチ【一部新規】(一部社会保障の充実)

- ・ 市区町村において、地域とつながりのない未就園児等のある家庭等への訪問支援を強化するため、育児不安のある家庭に継続的な訪問を行うよう、補助を拡充する。また、訪問と併せて、育児用品の配布を行うなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

#### (3) 子どもの権利擁護の推進【新規】

- ・ 児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。このため、体罰の禁止や体罰による子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するよう、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

### 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(令和元年度当初予算額) → 1,645 億円の内数  
(令和2年度予算案) → 1,684 億円の内数  
※臨時・特別の措置 60 億円→38 億円を含む

### (1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の推進

- ・ 2018年7月の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び2018年12月に策定した「児童虐待防止対策を抜本的に強化する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)」に基づき、①児童相談所については、児童福祉司3,240人体制から2,020人程度の増員、②市町村については、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置などに取り組む。

※ 新プランの2年度目(2020年度)においては、児童福祉司について約4,700人、児童心理司について約1,790人とすることを計画している。(地方財政措置を拡充)

### (2) 児童相談所の抜本的な体制強化等【一部新規】

- ・ 児童相談所及び市区町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、市区町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設する。
- ・ 常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できるよう、弁護士配置及び計画的な人材確保を進めるための採用活動に係る補助を拡充する。
- ・ 児童相談所における医師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備及び自治体が行う医療機関従事者向けの研修について補助の拡充を行う。
- ・ 中核市及び特別区における児童相談所の設置促進を図るため、職員派遣の際の代替職員の確保に係る補助について拡充を図る。
- ・ 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNSを活用した相談体制整備を支援する。

※ 精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善を図る。(地方財政措置を拡充)

### (3) 市区町村における取組の充実【一部新規】

- ・ 市区町村における相談支援体制の強化を図るため、引き継ぎ、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・ 民生委員・児童委員など、身近な地域住民に対する児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化するとともに、地域における見守りの活動の活性化を促すため、要支援児童の居場所づくり等の取組に対する補助を創設する。

### (4) 一時保護児童の受入体制の抜本的強化【一部新規】

- ・ 一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、施設整備に係る費用の補助(※1)及び職員体制(※2)の抜本的な拡充を図る。併せて、一時保護所職員の処遇改善を図る。

※1 一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る環境整備(基礎単価の引き上げや個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限の引き上げ)を実施。なお、国庫補助率は1/2相当だが、自治体負担分について地方交付税措置を拡充。

※2 職員の配置改善【現行】子ども：職員＝最大4：1【改善案】最大2：1

・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化(利用児童数に応じた職員配置加算の創設)

・ アレルギー対応等が必要な子どもへの対応を強化する(利用児童の規模に応じて調理員を加配するとともに、利用児童が一定数以上の一時保護所において栄養士を配置)。

・ 加えて、一時保護している子どもが適切に教育を受けられる、また、学校等に通園・通学できるよう支援を拡充する。

### (5) 関係機関間の連携等【一部新規】

- ・ 児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備を進め、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。
- ・ 児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携した取り組みが推進されるよう補助メニューを見直すとともに、児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を創設する。

・ 児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため、児童相談所への警察0Bの常動的な配置を進めるなど、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し支援につなげられるよう、子どもに関する安全確認を適切に行うことができ体制を確保するため、補助の拡充を行う。

・ 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーデイネーターを配置する。

### 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(令和元年度当初予算額)

(令和2年度予算案)

1,644億円の内数 → 1,684億円の内数

※臨時・特別の措置60億円→38億円を含む

#### (1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】

- ・ 里親家庭への支援の充実を図るため、2人目以降の里親手当の拡充等を行う。
- ・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスターリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。
- ・ 子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で里親委託ができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用等に対する補助を創設する。

・ 養子候補者の増加や高齢児への支援に対応するための体制構築に係る補助の創設など、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るなど、特別養子縁組を推進する。

## (2) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進

### (一部社会保障の充実)【一部新規】

・ 児童養護施設における小規模かつ地域分散化の更なる推進(※)を図るとともに、児童養護施設等の職員の離職防止や新規職員の確保等の人材確保のため、施設内における暴力等への対応、外国人の子どもへの対応や夜勤業務への対応などのため、補助者を配置するための補助を拡充する。

※子ども：職員＝6：4→最大6：6

里親委託の推進を積極的に進めているなど一定の要件を満たす施設については、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）における養育体制の充実を図る。

・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、建物の改修期間中に発生する賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を創設する。

## (3) 自立支援の充実【一部新規】

・ 児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所後の自立に向けた支援の充実を図る。

・ 子どもへの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、児童養護施設等の退所者が集まり意見交換等を行える場を提供するため、NPO等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費や児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費の補助を創設する。

## 第3 ひとりの親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援プログラム策定等の専門性の向上や母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり親家庭等への相談支援体制の充実、大学等に修学するひとり親家庭の子どもの修学資金等に修学期間中の生活費等を加えるなど、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、DV対応と児童虐待対応との連携強化や婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

## 1 ひとりの親家庭等の自立支援の推進

(令和元年度当初予算額)

(令和2年度予算案)

2,237 億円の内数 → 1,756 億円の内数

※令和2年度予算案の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給（年3回→6回）に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による

### (1) 支援につながるための取組

#### ① 自治体窓口のワンストップ化の推進

・ ひとりの親家庭等の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

#### ② 相談支援の充実【一部新規】

・ ひとりの親家庭等が抱える問題の解決に向けた相談、講習会の開催、ひとり親家庭の交流等を行うほか、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

・ また、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援の実施、母子・父子自立支援員等の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助による相談員の専門性の向上を図り、ひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図る。

### ③ 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進（後掲14ページ参照）

## (2) 生活を応援する取組

### ① 子どもの居場所づくりの実施

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を引き続き実施する。

### ② 自立を促進するための経済的支援【一部新規】

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の対象に受験料や修学期間中の生活費等を加える。
- ・ 児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用の一部を補助する。

### ③ 養育費の確保等支援【拡充】

- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を引き続き実施する。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費や面会交流に関する相談・情報提供等のほか、弁護士による相談を実施する。
- ・ また、離婚前後親支援モデル事業について、「親支援講座」に加え、地方自治体が実施する養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。

### ④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施【拡充】

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図るとともに、定期利用の対象範囲を、小学生を養育する家庭まで拡大する。

## (3) 学びを応援する取組

### ○ ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金の支給割合の見直しを行う。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナシヤルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワーキング等を行う。

## (4) 仕事を応援する取組

### ① 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。
- ・ ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金からその経費の一部を支給する。

### ② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施【一部新規】

- ・ ひとり親個々の自立支援プログラムを策定の際、適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助し、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上を図る。

## 2 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進【一部新規】（一部再掲）

（令和元年度当初予算額）

（令和2年度予算案）

191 億円の内数 → 206 億円の内数

- ・ 若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談体制整備を支援する。
- ・ 婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供や、見守り支援を行うための生活支援員の配置、モデル事業として実施してきたDV被害者等自立生活援助事業の全国展開など、退所後支援の充実を図る。
- ・ 婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるように、婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助の創設や、研修実施主体の拡大を図る。
- ・ 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーデイネーターを配置する。

#### 第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対策等の強化

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧や、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における児童福祉施設等の耐震化整備を実施する。

##### 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興計上）

###### ・社会福祉施設等災害復旧費

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)

1.5 億円 → 3.5 億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和2年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

##### 2 被災した子どもへの支援（復興計上）

(令和元年度当初予算額)

177 億円の内数 → 155 億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どもがいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもと体のケアなど、総合的な支援を行う。

##### 3 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

###### ・保育所等整備交付金

###### ・次世代育成支援対策施設整備交付金

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)

159 億円 → 97 億円

※臨時・特別の措置

児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

(参考)【令和元年度補正予算案】

○児童福祉施設等の災害復旧

37 億円

被災した児童福祉施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。また、被災状況等に応じて国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

○児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備

0.6 億円

災害時に入所者等の安全を確保するため、児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備を推進する。

○児童福祉施設等の災害時情報共有システムの整備

2.3 億円

災害時に児童福祉施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを構築する。

## 令和2年度 児童福祉関係主要行事等予定表

月	主 要 行 事 等 名	開 催 日	日数	開 催 場 所	所管部署
4月	第52回 愛育班員全国大会	6日	1日	東京都港区	母子保健課
	全国主任児童委員研修会（西日本）	13日～14日	2日	大阪府大阪市	子育て支援課
	全国主任児童委員研修会（東日本）	15日～16日	2日	千葉県千葉市	子育て支援課
	こいのぼり掲揚式	27日	1日	厚生労働省	子育て支援課
	児童相談所長研修〈前期〉	23日～25日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
5月	児童福祉文化賞発表会	6日	1日	東京都品川区	子育て支援課
	児童福祉週間	5日～11日	7日	—	子育て支援課
	児童福祉文化賞表彰式	11日	1日	厚生労働省	子育て支援課
	講師等養成研修	14日～16日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A〈前期〉	28日～30日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	全国児童心理治療施設長会議（1回目）	28日～29日	2日	横浜市	家庭福祉課
6月	全国児童自立支援施設長会議	4日～5日	1日	北海道札幌市	家庭福祉課
	児童福祉関係職員継続研修（Web研修）	6日～7日	2日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B〈前期〉	11日～13日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	児童厚生員等基礎研修会	16日～19日	4日	神戸市	子育て支援課
	児童相談所・児童心理治療施設・医療機関等医師専門研修	25日～26日	2日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	児童相談所医師研修	26日～27日	2日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
7月	全国婦人保護施設長等研究協議会	2日～3日	2日	群馬県前橋市	家庭福祉課
	全国乳児院研修会	8日～10日	3日	岐阜県高山市	家庭福祉課
	市区町村虐待対応指導者研修	9日～11日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	西日本こども研修センターあかしオープン記念研修「子ども視点の支援のあり方」	18日	1日	兵庫県明石市	家庭福祉課
	児童虐待対応母子保健関係職員指導者研修	23日～26日	4日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
8月	児童相談所弁護士専門研修	1日～2日	2日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	7日～8日	2日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	全日本少年野球大会	24日～26日	3日	島根県	家庭福祉課
	児童相談所児童心理司指導者研修	27日～30日	4日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長会議	未定	2日	厚生労働省	家庭福祉課
	全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議	未定	1日	厚生労働省	家庭福祉課
9月	テーマ別研修「子どもの命の重さを見つめて」	3日～4日	2日	兵庫県明石市	家庭福祉課
	児童養護施設職員指導者研修	10日～13日	4日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	児童厚生員等基礎研修会	15日～18日	4日	静岡県	子育て支援課
	児童心理治療施設職員指導者研修	25日～27日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
10月	里親月間	1日～31日	—	—	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修〈前期〉	2日～4日	2日	兵庫県明石市	家庭福祉課
	全国里親大会	3日～4日	2日	徳島県徳島市	家庭福祉課
	全国乳児院協議会	5日～6日	2日	東京都	家庭福祉課
	児童相談所長研修〈後期〉	8日～10日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修〈前期〉	17日～18日	2日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	全国自立援助ホーム協議会全国大会	19日～20日	2日	岡山市	家庭福祉課
	全国児童養護施設長研究協議会	21日～23日	3日	新潟県新潟市	家庭福祉課
	全国婦人相談員・心理判定員研究協議会	22日～23日	2日	新潟県新潟市	家庭福祉課
	全国母子寡婦福祉研修大会	24日～25日	2日	東京都大田区	家庭福祉課
	全国母子生活支援施設研究大会	29日～30日	2日	兵庫県神戸市	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A〈後期〉	29日～31日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	ファミリーホーム研究全国大会	31日～1日	2日	沖縄県那覇市	家庭福祉課
	全国母子・父子自立支援員研修会	未定	2日	厚生労働省	家庭福祉課

## 令和2年度 児童福祉関係主要行事等予定表

月	主 要 行 事 等 名	開 催 日	日数	開 催 場 所	所管部署
11月	児童虐待防止推進月間	1日 ~ 30日	—	—	家庭福祉課
	乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間	1日 ~ 30日	—	—	母子保健課
	全国児童家庭支援センター研究協議会	5日 ~ 6日	2日	岩手県盛岡市	家庭福祉課
	2020年度 健やか親子21全国大会（母子保健家族計画全国大会）	5日 ~ 6日	2日	大阪府	母子保健課
	中堅児童厚生員等研修会	10日 ~ 13日	4日	大阪市	子育て支援課
	全国婦人保護施設等指導員研究協議会	12日 ~ 13日	2日	北海道札幌市	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B〈後期〉	12日 ~ 14日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	子どもの虐待防止推進全国フォーラム	16日 ~ 17日	2日	鳥取県倉吉市	家庭福祉課
	児童養護施設職員指導者研修	19日 ~ 22日	4日	兵庫県明石市	家庭福祉課
	社会的養護を担う児童福祉施設長研修会（東日本）	26日 ~ 27日	2日	東京都	家庭福祉課
	児童相談所職員合同研修	26日 ~ 28日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	婦人相談所等指導的職員研修	24日 ~ 26日	3日	国立保健医療科学院（埼玉県和光市）	家庭福祉課
第9回「健康寿命をのばそう！アワード」表彰式	未定	1日	未定	母子保健課	
12月	全国児童厚生員等指導者養成研修会	7日 ~ 9日	3日	千葉県	子育て支援課
	母子生活支援施設職員指導者研修	10日 ~ 12日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	社会的養護を担う児童福祉施設長研修会（西日本）	14日 ~ 15日	2日	大阪府大阪市	家庭福祉課
	児童厚生1級特別セミナー	15日 ~ 16日	2日	東京都渋谷区	子育て支援課
	子どもの権利擁護を考える研修	17日 ~ 18日	2日	兵庫県明石市	家庭福祉課
1月	児童福祉施設指導者合同研修	15日 ~ 17日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修〈後期〉	28日 ~ 30日	2日	兵庫県明石市	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修〈後期〉	30日 ~ 31日	2日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	全国児童委員研究協議会	未定	2日	未定	子育て支援課
2月	乳児院職員指導者研修	4日 ~ 7日	4日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	市区町村子ども家庭相談支援指導者研修	18日 ~ 21日	4日	兵庫県明石市	家庭福祉課
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	19日 ~ 21日	3日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	第17回全国児童館・児童クラブ大会	27日 ~ 28日	2日	京都市	子育て支援課
	全国児童心理治療施設長会議（2回目）	未定	未定	北海道（予定）	家庭福祉課
3月	子ども予防接種週間	1日 ~ 7日	7日	—	母子保健課
	テーマ別研修「喪失をめぐって」	3日 ~ 4日	2日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
	一時保護所指導者研修	10日 ~ 12日	3日	兵庫県明石市	家庭福祉課
	児童福祉関係職員継続研修（Web研修）	12日 ~ 13日	2日	子どもの虹情報研修センター（横浜市）	家庭福祉課
未定	都道府県認定資格研修講師養成研修	未定	未定	未定	子育て支援課
	全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー	未定	未定	未定	子育て支援課
	地域組織活動指導者全国大会	未定	未定	未定	子育て支援課
	地域の人材による子育て支援活動強化研修	未定	未定	未定	子育て支援課